

食品安全委員会第965回会合議事録

1. 日時 令和6年12月10日（火） 14：00～14：33

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・プリオン 1案件

(農林水産省からの説明)

普通肥料の公定規格等の一部変更について

・遺伝子組換え食品等 3品目

(消費者庁からの説明)

JPAN011株を利用して生産されたセルラーゼ

半矮性トウモロコシMON94804系統（食品）

(農林水産省からの説明)

半矮性トウモロコシMON94804系統（飼料）

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

消費者庁 野坂新開発食品保健対策室長

農林水産省 石岡農産安全管理課長

農林水産省 古川飼料安全・薬事室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、

古田評価第二課長、浜谷情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、

今井評価情報分析官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について<普通肥料の公定規格等の一部変更について>
- 資料 1 - 2 食品健康影響評価について<JPAN011株を利用して生産されたセルラーゼ>
- 資料 1 - 3 食品健康影響評価について<半矮性トウモロコシMON94804系統（食品）>
- 資料 1 - 4 食品健康影響評価について<半矮性トウモロコシMON94804系統（飼料）>
- 資料 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）>

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第965回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

まず、杉山委員からオンラインでの御出席の申出がありましたので、食品安全委員会運営規程第3条に基づき、これを認めます。

本日は7名の委員が出席です。

また、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長、農林水産省の石岡農産安全管理課長、古川飼料安全・薬室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第965回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は5点ございます。

資料1-1がプリオン「普通肥料の公定規格等の一部変更について」に係る農林水産省からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-2が遺伝子組換え食品等「JPAN011株を利用して生産されたセルラーゼ」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-3及び1-4が遺伝子組換え食品等「半矮性トウモロコシMON94804系統」に係る消費者庁及び農林水産省からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料2が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）>」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1から資料1-4までにありますとおり、消費者庁から12月3日付で遺伝子組換え食品等2品目、農林水産省から12月4日付でプリオン1案件、12月3日付で遺伝子組換え食品等1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず、プリオン1案件についてです。

それでは、農林水産省の石岡農産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○石岡農産安全管理課長 農林水産省農産安全管理課長の石岡と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料1-1に基づきまして説明させていただきます。今回、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いいたしますものは、牛、めん羊または山羊由来の原料を使用して生産された肥料、この資料では牛等由来肥料としておりますけれども、この牛等由来肥料につきまして、原料からの特定部位等の除去や施用上の注意事項を肥料に表示することを前提に、当該肥料の牛等による摂取防止に効果が認められる材料、原料の使用や、伝染性海綿状脳症の発生予防に効果がある原料加工措置を不要とするために、肥料法に基づき設定している公定規格等を変更することについてでございます。

資料を1ページおめくりいただき、2ページ目でございます。まず初め、これまでの経緯を御説明させていただきます。牛等由来肥料は、りん酸に富む肥料でございまして、果樹等の栽培に利用されてきましたが、我が国でのBSEの発生を受けまして、2001年10月に当

該肥料の製造、出荷を一時停止しました。その後、蒸製等の加工を行った牛等由来の原料につきまして、段階的に肥料利用を再開してきました。また、食品安全委員会から牛の特定部位等の肥料への混入防止や牛の部位を原料とする肥料の飼料への流用・誤用の防止を確実にすることを前提とする限り、牛の部位を原料とする肥料は、牛の部位を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないとの考え方が示されたことを踏まえまして、農水省は2014年10月に牛等による当該肥料の摂取に起因して生ずる伝染性海綿状脳症の発生を予防するための措置としまして、摂取防止に効果がある材料、原料の使用、この資料ではこれを摂取防止措置としておりますけれども、この摂取防止措置とか、または伝染性海綿状脳症の発生予防に効果のある原料の加工、この資料でこれを原料加工措置としておりますけれども、これらの管理措置を条件としまして、牛の部位を原料とする肥料の利用を全面的に再開いたしました。さらに、2020年4月には、めん羊及び山羊の部位を原料とする肥料の利用も再開したところでございます。

なお、摂取防止措置や原料加工措置が行われていない牛等由来肥料を肥料原料用として肥料生産業者に出荷する場合には、肥料原料供給管理票を添付するとともに、「肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載することを義務づけているところでございます。

次に、3ページ目の2番、BSEに係る肥料規制の見直しの検討について御説明させていただきます。農林水産省では、これまで、飼料安全法、家畜伝染病予防法などに基づく飼料規制、飼養衛生管理の徹底、死亡した牛の届出、検査等を基本とする管理体制によりましてBSE対策を講じてきたところでございます。

我が国におきましては、2002年1月生まれの牛を最後にBSEの発生はなく、また、2013年以降、国際獣疫事務局による「無視できるBSEリスク」のステータスを10年以上維持するなど、国内でのBSE発生リスクが低下する中、各種のBSE対策に関する段階的な見直しを行ってきたところでございます。

また、飼料安全法に基づきまして、都道府県がこれまでに実施した畜産農家に対する立入検査におきまして、牛への牛用飼料以外の給与は確認されていないところでございます。

具体的には、反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインというのがございまして、反すう動物用飼料であるA飼料は、専用の容器または保管場所を設けて保管することなどが定められておりまして、これらの遵守状況につきましては、都道府県が実施する畜産農家への立入検査によって確認しているところでございます。

こうした状況に加えまして、農林水産省が行いました都道府県へのヒアリングの結果、牛等由来肥料が牧草地等に誤って施用されたという情報がなかったことも踏まえ、国内肥料資源の有効活用等の観点から、今般、牛等由来肥料に係る従来の管理措置等について見直しを行うことを検討しているところでございます。

具体的には、牛等の特定部位等の肥料への混入防止及び牛等由来肥料の飼料への流用・誤用防止を確実に実施するため、引き続き、次の（1）から（4）の措置を実施することとしております。

1つ目は、飼料安全法に基づく牛等に由来するたん白質の牛等への使用を禁止すること
でございます。

2つ目は、牛等由来肥料の原料は、牛等の特定部位等が混合しないものとして肥料法に
基づく農林水産大臣の確認を受けた工程で製造することです。

3つ目は、施用上または保管上の注意事項を肥料の容器に表示することです。

4つ目は、農林水産省、都道府県、FAMICが、ただ今お話ししました1つ目から3つ目の
措置の遵守状況を立入検査により確認することでございます。

その上で、肥料生産業者が実施します原料加工措置または摂取防止措置といった従来の
管理措置等を不要とし、牛等由来肥料の飼料への流用・誤用の防止についての注意喚起や、
牧草地等に施用していないことの確認など、畜産農家等に対する対策に切り替えることと
しております。

少しこの点を補足させていただきますと、既に実施している取組に加えまして、制度を
見直すに当たりまして、新たに、例えば農業者や畜産農家等が当該肥料を購入する際に直
接接する肥料販売業者を通じまして、制度の見直し内容に加え、誤って牛等由来肥料の飼
養への流用・誤用を行わないことや、牧草地等へ施用しないこと等を直接周知することと
しております。

さらに、都道府県を通じまして、牛等由来肥料を牧草地等に施用していないことを直接
確認いたします。具体的には、農林水産省では、家畜の伝染性疾病の発生予防及び蔓延防
止のため、家畜の飼養に係る衛生管理の方法につきまして、家畜の所有者が遵守すべき基
準、飼養衛生管理基準と呼んでいます。これを定めているところでございます。また、
都道府県は少なくとも3年から5年に1度、全ての畜産農家を訪問し、この飼養衛生管理
基準の遵守状況を確認しているところでございます。このスキームを活用しまして、都道
府県が牧草地等を所有する畜産農家を訪問する際に、牧草地等への施肥の有無や牛等由来
肥料を施用していないことについて直接確認することを予定しているところでございます。

農林水産省としまして、今後も引き続き、飼料規制も含めたBSE対策を着実に進めるとと
もに、今般の肥料規制の見直しを受けまして、農業者や畜産農家等へもしっかり周知しな
がら、新たな対策を確実に実施してまいりたいと考えているところでございます。

4ページ目の3番でございます。今般の肥料規制の見直しの対象となる牛等由来肥料を
列挙しております。

最後に4番の今後の手続でございますけれども、食品安全委員会の食品健康影響評価の
結果通知を受けました後、肥料法に基づく公定規格等の改正手続を行う予定としていま
す。

少し長くなりまして申し訳ございません。農林水産省からの説明は以上です。よろしく
お願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

私から2点ほどお伺いしたいことがあるのですが、御説明どうもありがとうございます。1点目は、牛等に由来する肥料というのが、果樹園での需要が多いと先ほどおっしゃっておられましたけれども、果樹園における鹿などの野生動物に関する侵入防止対策、そういったものはどのように取られているかを御説明いただけますでしょうか。

○石岡農産安全管理課長 農作物の被害防止の観点から、農業現場におきまして、柵や捕獲機材等を設置、導入し、鹿を含む野生動物の農地への侵入防止対策を実施しており、農水省は、このような取組を積極的に支援しているところでございます。また、仮に農地に侵入した場合でも、鹿は樹皮や葉を好んで食すほか、一般的に肉骨粉等の有機質肥料を土壌表面にまいたままにすることはなく、溝を掘って施用するとか、あと土壌表面に施用後すぐに耕運して土壌中にすき込むことが多いため、施用された牛等由来肥料を食べる可能性は極めて低いものと考えております。

いずれにしましても、今回の規制を見直すに当たりまして、牛等由来肥料を使用する農業者に対しまして、改めて野生動物の侵入対策の徹底、こういったものも周知していきたく思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

2つ目ですけれども、果樹農家では肥料の使用に関して記録を残しておられるのでしょうか。

○石岡農産安全管理課長 果樹農家というよりは、今、例えば農業生産工程管理（GAP）のガイドラインとか、あと、農水省でもみどりの食料システム法に基づいて実施している、クロスコンプライアンスにおいて、肥料の適正使用の観点から肥料の使用状況等の記録、保存、こういったものを1つのチェック項目としておりまして、GAP認証を取得している農業者や、農業機械の導入等のために補助事業を活用する農業者におきまして、こういった肥料の使用に関して記録、保存が進んでいるというふうに思っているところでございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

私からの要望といいますか、私の意見ですけれども、食品の安全性向上という観点から、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことは重要だと思っております。今後も農林水産省におかれましては、さらなるGAPの普及に努めていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにごございませんか。

それでは、本件については、プリオン専門調査会において審議することといたします。

石岡課長、どうもありがとうございました。

次に、遺伝子組換え食品等「JPAN011株を利用して生産されたセルラーゼ」及び「半矮性トウモロコシMON94804系統」についてです。

それでは、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○野坂新開発食品保健対策室長 消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室でございます。

今般、食品健康影響評価を依頼させていただく品目は、「JPAN011株を利用して生産されたセルラーゼ」ともう一つ「半矮性トウモロコシMON94804系統」の2つでございます。

まず、セルラーゼの方ですが、資料の趣旨、評価依頼品目の概要にございますとおり、本品目は、ノボザイムズジャパン株式会社から申請があったもので、生産性の向上を目的として、*Aspergillus niger* B0-1株を宿主とし、*Trichoderma reesei* QM6a株由来のセルラーゼ遺伝子の導入などを行ったJPAN011株を利用して生産されたセルラーゼであります。

生産されるセルラーゼについては、3、4にございますとおり、野菜、果物のセルロースを加水分解する酵素でありまして、ジュース等の収量を向上する目的で、搾汁工程で添加されるものでございます。

用途及び使用形態は、従来セルラーゼと相違はございません。

5番の海外の状況でございますが、本品目は、デンマーク及び米国において承認等されております。

今後の方針でございますが、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める予定でございます。

続きまして、「半矮性トウモロコシMON94804系統」に係る食品健康影響評価になります。

資料1-3を御覧いただければと存じます。趣旨、評価依頼品目の概要でございますが、本品目は、バイエルクロップサイエンス株式会社から申請があったもので、トウモロコシのデント種HCL301系統を既存品種とし、半矮性の付与を目的として、トウモロコシ内在性のジベレリン20酸化酵素遺伝子の発現を抑制するカセットを組み込んだものであります。

3. にございますとおり、抑制カセットから発現するRNAによってジベレリン20酸化酵素遺伝子が発現できなくなり、成長ホルモンであるジベレリンの濃度が低下して、従来より短い作物に育ちます。

4. にございますとおり、長さ以外は従来トウモロコシと変わりません。

続きまして、5. 海外の状況でございますが、本品目は、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドにおいて食品としての利用承認等がされております。なお、米国、EUにおいては現在申請中とのことでございます。

今後の方針についてでございますが、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める予定でございます。

説明は以上になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。
特にありませんか。

そうしましたら、続きまして、農林水産省の古川飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○古川飼料安全・薬事室長 農林水産省飼料安全・薬事室の古川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1－4を御覧いただけたらと思います。当省から評価をお願いいたしますのは、「半矮性トウモロコシMON94804系統」でございます。

概要につきましては、2ページ目を御覧いただけたらと思いますが、本申請品目の概要につきましては、先ほど消費者庁から御説明がありましたとおりです。

本品目の飼料としての利用目的及び利用方法につきましては、従来のトウモロコシと相違ございません。

海外の状況としましては、カナダでは飼料として既に承認を受けております。

今後の方針といたしましては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、公表等の手続を進める予定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。
よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することいたします。

野坂室長、古川室長、どうもありがとうございました。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の頭金委員から説明をお願いいたします。

○頭金委員 それでは、「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP51291)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について御説明申し上げます。

ます。

私から、まず概要を説明いたします。資料2、右下のページ数、6ページの要約を御覧ください。本系統は、トウモロコシのデント種PHR03系統を既存品種とし、*Pseudomonas chlororaphis*に由来する*ipd072Aa*遺伝子、*Streptomyces viridochromogenes*に由来する*pat*遺伝子及び*Escherichia coli*に由来する*pmi*遺伝子を導入して作出されており、IPD072Aaタンパク質を発現することで特定のコウチュウ目害虫抵抗性が、PATタンパク質を発現することで除草剤グルホシネート耐性が、PMIタンパク質を発現することで形質転換体の選抜マーカーが付与されます。

IPD072Aaタンパク質は、選択的殺虫タンパク質でありウェスタンコーンルートワーム等のコウチュウ目昆虫に摂食されると、昆虫の中腸上皮細胞膜上の受容体と結合して中腸組織を損傷させることにより殺虫活性を発揮します。

PATタンパク質は、除草剤グルホシネートの活性成分であるL-グルホシネートをアセチル化し、除草活性のないN-アセチルL-グルホシネートを生成するため、遺伝子組換え体は、除草剤グルホシネートの影響を受けずに生育することが可能になります。

「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の供与体の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性、導入遺伝子の塩基配列等の解析結果、交配後の世代における導入遺伝子の安定性、植物の代謝経路への影響、植物の栄養成分及び有害成分の比較の結果等について確認しました。その結果、本系統には、非組換えトウモロコシと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められませんでした。

したがって、本系統については、人の健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

以上、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○今井評価情報分析官 お手元の資料2に基づきまして、補足の説明をさせていただきます。

右下のページ番号で5ページを御覧ください。審議の経緯でございますが、本年9月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議いただき、評価書案を取りまとめいただいたものでございます。

7ページの評価対象食品の概要でございますが、名称は、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP51291）でございます。先ほど頭金委員から御説明のとおり、本系統は、*Pseudomonas chlororaphis*に由来する*ipd072Aa*遺伝子、*Streptomyces viridochromogenes*に由来する*pat*遺伝子及び*Escherichia coli*（K-12株）に由来する*pmi*遺伝子を導入して作出されており、IPD072Aaタンパク質を発現することでコウチュウ目害虫抵抗性が、PATタンパク質を発現することで除草剤グルホシネート耐性が、PMIタンパク質を発現することで形質転換体の選抜マーカーが付与されます。

7ページの中段から食品健康影響評価でございます。第1. 食品健康影響評価において比較対象として用いる既存品種の性質に関する事項でございますが、既存品種は、イネ科トウモロコシ属に属するトウモロコシのデント種PHR03系統でございます。

10ページの第3. の2. のベクターの性質に関する事項でございますが、導入用プラスミドのベクターバックボーンの塩基配列等は明らかになっております。

また、既知の有害なタンパク質を産生する塩基配列や伝達を可能とする塩基配列も含まれていないことを確認しております。

11ページの4. の(1)の①遺伝子の機能並びに発現タンパク質の性質及び機能でございますが、a. *ipd072Aa*遺伝子につきましては、この遺伝子がコードするIPD072Aaタンパク質は、選択的殺虫タンパク質であり標的昆虫であるウェスタンコーンルートワームの中腸上皮細胞に存在する受容体に特異的に結合し、中腸上皮細胞を破壊することにより殺虫活性を示すと考えられています。

次の12ページのb. *pat*遺伝子につきましては、この遺伝子がコードするPATタンパク質は、除草剤グルホシネートの活性成分であるL-グルホシネートをアセチル化し、除草活性のないN-アセチルL-グルホシネートに変え、このため、除草剤グルホシネートの影響を受けずに生育することができるというものでございます。

その下、②でございますが、これらのタンパク質と既知の毒性タンパク質との相同性について、データベースを用いて検索を行ったところ、いずれのタンパク質についても既知毒性タンパク質との間に相同性は認められなかったとしております。

15ページにお進みいただきまして、第4. の1. に遺伝子導入に関する事項の記載がございまして、17ページの(3)でございますが、Southern by Sequencing分析を行った結果、トウモロコシDP51291のゲノムに意図したDNA領域が1コピー導入されていることが確認されております。

次の18ページの(5)でございますが、オープンリーディングフレームの有無等について記載しております。検出されたORFについて、既知の毒性タンパク質との相同性の有無を確認するため、データベースを用いて検索を行った結果、相同性は認められませんでした。

また、次の19ページでございますが、既知アレルゲンとの相同性について、データベースを用いて検索を行った結果、既知アレルゲンと相同性を示すORFが幾つか検出されましたが、翻訳開始コドンが含まれていないことなどから、20ページの中ほどの段落でございますが、意図しないORFから毒性タンパク質またはアレルゲンが産生される可能性は低いと考えられたとしております。

22ページの4. 遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する事項につきましては、(2)に記載のとおり、いずれのタンパク質についてもヒトに対しアレルギー誘発性を有するとの報告はないとしております。

その下、(3)の遺伝子産物の物理化学的処理に対する感受性に関する事項でございますが、トウモロコシDP51291で産生されるタンパク質をコードする遺伝子を含む各遺伝子

発現カセットの塩基配列は、いずれも既に食品安全委員会の食品健康影響評価が終了しているトウモロコシDP23211に導入された各遺伝子発現カセットと同一であり、既存品種も同一であることから、トウモロコシDP51291において産生されるそれぞれのタンパク質のアミノ酸配列は、トウモロコシDP23211で産生されるタンパク質と同一であると考えられ、このため、これらのタンパク質については、トウモロコシDP23211における評価結果を適用することが可能であり、その物理化学的処理に対する感受性に起因してアレルギーが誘発される可能性は低いと考えられたとしております。

24ページにお進みいただきまして、6. の（1）既存品種との差異に関する事項でございますが、トウモロコシDP51291と既存品種である非組換えトウモロコシについて、主要構成成分等を比較したところ、統計学的有意差は認められなかった、または商業品種の変動の範囲内であったとしております。

次の25ページの（2）遺伝子組換え栽培系統に付与される形質の分類に関する事項でございますが、トウモロコシDP51291は、導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系には影響なく、害虫抵抗性及び除草剤耐性の形質が付与されるものであると分類されております。

その下、7. 諸外国における認可、食用等に関する事項でございますが、米国、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドにおいて承認等されています。

以上から、26ページの食品健康影響評価結果でございますが、先ほどの頭金委員の御説明のとおり、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

以上につきまして、よろしければ、30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) その他

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　次回の委員会会合は、来週、12月17日火曜日14時から開催を予定しております。

　また、来週、16日月曜日14時から「農薬第二専門調査会」が開催される予定となっております。

　以上をもちまして、第965回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　どうもありがとうございました。